

第4回岡山県耐火物製造業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和6年10月30日（水）午後2時50分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 3階会議室

3 出席者

公 益 委 員 : 3人
労働者側委員 : 3人
使用者側委員 : 3人

4 審議事項

特定最低賃金額審議について

5 議事要旨

(1) 特定最低賃金額審議について

岡山県耐火物製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

前回提示額から1円引き下げた48円を提示する。

前回提示額の+49円が底値中の底値であるが、その際は、算出した48.6円を切り上げて+49円としており、今回は切り捨てて+48円を提示額としたい。

【使用者側の意見要旨】

前回提示額から4円引き上げた44円を提示する。

耐火物の市場感、各企業の賃上げ率を骨子としていることは変わらない。

経済誌の情報によると、今後5年間で海外市場が増えるというコメントが多い一方で、国内市場は縮小していくというコメントもある。世界市場に打って出る企業が生き残っていくとは思いますが、資金と技術の両立

が出来るメーカーが生き残り、出来ない企業は淘汰されていくと思う。
今季春闘の窯業のベア率を現最賃 980 円に乗じると、

中小企業（労働者 500 人未満） : 980 円×3.12% ≒31 円

大企業 : 980 円×5.75% ≒56 円

と算出できるが、中小企業の体力を考慮した結果、これらの平均額である +44 円を提示額とする。

(2) 労使協議について

金額提示後、労使双方から再度の労使協議の意向が示され、労使協議が行われた結果、労働者側委員が代表して 46 円で労使合意がなされたことを報告した。

(3) 全会一致による決議のため、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項適用により、岡山労働局長へ答申された。

6 配付資料

- ・岡山県耐火物製造業最低賃金の改正決定に関する報告書（案）
- ・岡山県耐火物製造業最低賃金の改正決定について（答申）（案）